

預託契約変更契約書

韓国預託決済院

(Korea Securities Depository)

株式会社JTC

(JTC Inc.)

KDR 所有者

(Holders of KDR)

2019年 月 日

< 目 次 >

第1章 総則	1
第1条 用語の定義	1
第2条 本契約の解説	4
第3条 発行会社と預託機関の陳述と保証	4
第2章 原株の預託及びKDRの発行	5
第4条 原株の預託及びKDR発行の申請	5
第5条 原株の預託方法	6
第6条 KDRの発行	6
第7条 KDRの発行制限	6
第8条 発行証明書類の発給	7
第9条 KDR承認総数及びその超過時の処理	7
第3章 KDR譲渡、原株転換等	8
第10条 KDRの譲渡等	8
第11条 KDRの元株式転換	8
第12条 KDRの原株転換制限	9
第13条 KDRと原株の転換比率	9
第4章 所有者名簿等	9
第14条 所有者名簿の作成及び管理	9
第15条 事務日程の協議	10
第16条 KDR基準日の設定等	11
第17条 原株基準日	12
第18条 株主総会	12
第19条 新株発行	13
第20条 配当金等の分配	13
第21条 無償増資	13
第22条 その他事務日程	13
第5章 所有者の義務	14

第23条 原株の預託及びKDRの元株式転換時の陳述及び保証	14
第24条 所有者の法規遵守	14
第25条 所有者の義務と責任	14
第26条 源泉徴収及び税金	15
第27条 資料及びその他情報の提出.....	16
第6章 預託株式関連の権利の行使	17
第28条 権利者及び権利行使の方法.....	17
第29条 現金で受領した配当金等の分配	17
第30条 原株の分配.....	17
第31条 新株引受権の行使申請.....	18
第32条 新株引受権の不行使	18
第33条 その他資産の分配.....	19
第34条 議決権等の行使申請	19
第35条 公益権等の行使.....	19
第36条 預託株式の交代等	20
第7章 預託機関・保管機関・発行会社.....	20
第37条 預託機関の義務.....	20
第38条 保管機関選任及び責任.....	20
第39条 訴訟の提起等	20
第40条 発行会社の義務.....	20
第41条 不可抗力.....	21
第42条 免責.....	22
第43条 預託機関の責任負因	22
第44条 預託機関手数料.....	23
第8条 契約の解除.....	23
第45条 契約の解除.....	23
第46条 解除時の処理	24
第47条 預託契約解除の効果	24
第9条 その他.....	24

第48条 両替.....	24
第49条 所有者に対する本変更契約の適用.....	24
第50条 契約の変更.....	25
第51条 通知.....	25
第52条 公告、開示及び通知.....	25
第53条 紛争解決と準拠法.....	26
第54条 約定外の事項の処理.....	26
第55条 譲渡禁止.....	26
第56条 複本.....	26
第57条 一部無効.....	26
第58条 言語.....	26
第59条 本変更契約の効力.....	26

預託契約変更契約書

2017年10月23日に締結した預託契約（以下、「原契約」）について原契約の第50条に従い、2019年9月6日に次の当事者間で以下のように変更契約（以下「本変更契約」）が締結される。

1. Hakata Prestige Bldg.、2-17-1、Hakata-ekimae、Hakata-Ku、Fukuoka8120011、Japanに登録地を置いている株式会社JTC（以下「発行会社」という。）

2.大韓民国の法律により設立され存続している大韓民国釜山広域市南区門岾金融路40釜山国際金融センターに住所を有する韓国預託決済院(以下「預託機関」といい下記において定義される。)及び

3.証券預託証券（Korean Depositary Receipts、以下「KDR」といい、下記において定義される。）の所有者（下記において定義される。）

前文

発行会社は、日本（以下「原株式発行地」という。）において、日本法により原株式（以下において定義される。）を発行した会社であり、預託機関として大韓民国にて原株式に基づきKDRを発行させようとする。

預託機関は、本変更契約の条件と「株式及び社債等の電子登録に関する法律（施行令およびその他の下位法規を含む）」（以下「法」）、「証券預託証券の発行等に関する規定」（以下「KDR発行規定」という。）に定める方式と手続きによりKDRを発行しようとする。

これにつき、本変更契約の当事者は、下記のように同意する。

第1条 用語の定義

本変更契約において用語の定義は、次の通りである。ただし、別途定める場合には、この限りではない。

1. 「大韓民国営業日」とは、KDR発行規定第3条の3で定める休業日以外の日をいい、「営業日」とは、大韓民国と原株式発行地のいずれにおいても、銀行が営業する日をいう。
2. 「発行登録事実確認書」とは、KDRが電子登録の方法で発行されたという事実を証明するた

めに預託決済院が発行する書類をいう。

3. 「配当金等」とは、発行会社が原株式に対して分配する配当金、分配金または配当株式、無償株式、その他の資産をいう。

4. 「保管機関」とは、本変更契約第38条の規定により選任、変更、または追加された預託機関の代理人をいい、保管機関の下位保管機関を含んでいる。

5. 「所有者名簿」とは、KDR発行規定により預託機関が作成・管理するKDR所有者の名簿をいう。

6. 「新株引受権」とは、名称を問わず、発行会社が新たに発行する株式を、株主がその資格に基づき優先的に引受することができる権利をいう。

7. 「所有者」とは、電子登録されたKDRに対して所有権を有する者をいう。

8. 「預託機関」とは、大韓民国の「資本市場と金融投資業に関する法律」(施行令、施行規則、およびその他の下位法規を含む、以下「資本市場法」という。)、KDR発行規定及び本変更契約によりKDRを発行する韓国預託決済院をいう。

9. 「預託決済院」とは、法に基づいて株式等の電子登録に関する制度を運営する電子登録機関として韓国預託決済院をいう。

10. 「口座管理機関」とは、法第22条第1項の規定による顧客の口座を管理する者として、その管理のために預託決済院に口座を開設した者をいう。

11. 「電子登録口座簿」とは、株式等に関する権利の発生・変更・消滅に関する情報を電子的に編成した帳簿であって、電子登録機関が法第23条第2項の規定により作成する「口座管理機関などの自己口座簿」と口座管理機関が法第22条第2項の規定により作成する「顧客口座簿」をいう。

12. 「預託株式」とは、本変更契約に基づいて預託機関または保管機関に預託される、あるいは預託されたものとみなされる原株式(下記に置いて定義される。)をいう。

13. 「外貨」とは、大韓民国の法定通貨以外の通貨をいう。

14. 「ウォン」とは、大韓民国の法定通貨をいう。

15. 「原株式」とは、発行会社への払込が完了し有効に発行された株式をいう。但し、第

36条に定める事由等により、原株式が交換される場合、「原株式」はその交換される株式をいう。

16. 「原株式基準日」とは、発行会社が株主総会の招集、新株引受権の付与、配当などの分配などに関連して原株式の権利を行使する者を定めるために設定した基準日をいう。

17. 「租税公課等」とは、国、地方自治体、公共団体、これに準ずる公共機関が法規、条例、規定などに基づき課税する税金、手数料、賦課金、公課金（公共料金を含む）等をいう。

18. 「転換制限期間」とは、原株式の預託によるKDRの発行とKDRの原株式への転換を制限するために、本変更契約に基づいて定められた期間をいう。

19. 「発行人管理口座簿」とは、株式などを電子登録の方法で新たに発行する発行人などが法第21条第1項の規定により預託決済院に開設する口座簿をいう。

20. 「KDR」とは、預託機関に預託された発行会社の原株式を基礎資産として、預託機関が、本変更契約により発行する証券預託証券（資本市場法による証券預託証券の中で株式を基礎とする証券預託証券をいう。）をいう。

21. 「KDR基準日」とは、預託機関がKDRの所有者としての権利を行使する者を定めるために設定した日をいう。

22. 「KDR承認総数」とは、本変更契約書により発行することができるKDRの限度として発行会社が指定したり、または変更することをいう。

23. 「KRX」とは、資本市場法に基づいて設立され、同法に基づいて有価証券市場、コスダック市場では、コネックス市場とデリバティブ市場を開設および運営する韓国取引所（Korea Exchange）をいう。

24. 「発行人の管理口座簿」とは、法第21条第2項に基づいて、電子登録機関が発行人あまりの電子登録株式などの種類、銘柄及び数量を管理するために作成する帳簿をいう。

25. 「株式等」とは、証券に表示することができる、表示する必要がある権利として電子登録の方法で発行が可能なものをいう。この場合、KDRに表示することができる、表示する必要がある権利を含んでいる。

26. 「電子登録」とは、株式等の種類、銘柄、金額、権利者及び権利の内容等株式等に関する

権利を電子登録口座簿に電子的に記載することをいう。

27. 「電子登録機関」とは、法により電子登録業の許可を受けた者として、株式等の電子登録に関する制度を運営する者をいう。

第2条 本変更契約の解釈

本変更契約は、文脈上、別途解釈されない限り、次のような原則に基づいて解釈される。

1. 本変更契約の別添のKDR発行規定は、本変更契約の一部となる。
2. 本変更契約（別添を含む。）の各条項の題目は、便宜のためのものとして、本変更契約の解釈に影響を及ぼさない。
3. 本変更契約において言及される法規は、その法規の改正法規または後続法規を含み、その法規に基づき制定される命令、規則、告示、規則または条例などの下位規定を含んでいる。
4. 本変更契約書において言及される文書は、その文書の変更・補充・交換された内容や文書を含む。
5. 本変更契約書で当事者に関する言及は、その当事者の承継人を含む。

第3条 発行会社と預託機関の表明および保証

①発行会社と預託機関は、契約締結日現在および本変更契約の契約期間中、次の事項を表明し保証する。

1. 発行会社と預託機関は、設立地の法規により適法に設立され有効に存続している会社である。
2. 発行会社と預託機関は、本変更契約を締結し、本変更契約に基づく義務を履行するために必要な一切の権限、能力および資格を備えている。
3. 本変更契約書に署名または記名押印する者は、発行会社と預託機関を拘束する契約を締結し得る正当な権限を有する者であり、発行会社と預託機関は、本変更契約の締結及び本変更契約に予定されている取引の履行のために、適法かつ有効な内部承認を受けており、これに関連して追加の措置が要求されない。
4. 発行会社と預託機関の本変更契約の締結及び本変更契約に予定されている取引の履行は、関

連法規、定款又は設立文書の内容、または各当事者が拘束される契約または協定等に違反あるいは衝突しない。

5.発行会社が本変更契約の締結のために預託機関に提出するすべての書類における事実に関する表明は、事実関係を重要な点において正確に表明している。

6.本変更契約を締結する当時、本変更契約の効力または発行会社と預託機関の存立に影響を及ぼし得る継続中の訴訟または発行会社と預託機関の倒産、解散、清算または破産手続きが存在せず、発行会社と預託機関が知る限りでは、そのような訴訟や手続き等が差し迫っていない。

7.発行会社と預託機関の本変更契約の締結及び本変更契約で予定されている取引の履行に関連して必要とされる政府の承認は存在しない。ただし、(i) これに関連して必要な政府の承認が既に取得又は履行されている、あるいは(ii) 政府の承認を得られなかったとしても、本変更契約上の義務履行が不可能にならない、あるいは重大に遅延されない場合は除く。

②発行会社は、第1項の表明および保証以外に、本変更契約および本変更契約の一部となる預託機関のKDR発行規定を預託機関から受領し、独立的な法律諮問人と共に検討し、その内容を熟知したことを表明し保証。

第2章原 株式の預託とKDRの発行

第4条 原株式の預託とKDR発行の申請

①発行会社は、新たに発行される原株式に基づいて発行されるKDRの所有者のために、次の各号の書類を提出し、その原株式の預託機関への預託により、KDRの発行を申請することができる。

1. 預託機関の定めるKDR発行申請書
2. その他の預託機関又は保管機関が合理的に要請する書類

② 発行済み原株式の所有者は、次の各号の書類を提出し、原株式の預託機関への預託により、KDRの発行を申請することができる。

1. 預託機関の定めるKDR発行申請書
2. その他預託機関又は保管機関が合理的に要請する書類

第5条 原株式の預託方法

- ① 本変更契約第4条による原株式の預託は、保管機関に口座振替をする方法である。ただし、原株式発行地の法規により口座振替が許可されていないなど、他の不可避な場合には、原株式の株券を交付するなどの方法で行うことができる。
- ② 保管機関が第1項により原株式の預託をうけた場合、預託機関に対してこれを遅滞なく、通知しなければならない。通知を受領した預託機関は、保管機関をして、遅滞なく、発行会社に当該原株式を預託機関又は保管機関の名義にて名義書換又は登録を請求せしめなければならない。但し、原株式発行地の法規により、権利行使において名義書換又は登録が必要でない場合には、この限りではない。
- ③ 本条による原株式の預託、名義書換及び登録等に関連して発生する費用は、原株式を預託する者が負担する。
- ④ 預託株式は、預託機関の定める場所に保管する。

第6条 KDRの発行

- ① 保管機関が、本変更契約第5条に定める方法で原株式を預託受け預託機関に通知した場合には、預託機関は、遅滞なくKDRを発行する。ただし、預託機関の合理的判断に基づいて、実務上の必要性が認められる場合原株が預託される前または保管機関がその預託を通知する前にKDRを発行することができる。
- ② 1証券未満のKDRは、発行しない。
- ③ 第1項の規定によりKDRを発行する場合、その発行は、電子登録口座簿にKDRに表示されるべき権利を、電子登録する方法である。
- ④ 所有者は、直接または口座管理機関を通じて預託機関にKDR実物証券の発行及び交付を請求することができない。

第7条 KDRの発行制限

- ① 預託株式がKDR1証券の基礎となる数未満である場合、預託機関は、(i) これに相応する預託株式をKDRに対する権利を取得する者又は原株式を預託した者に返還する、或いは(ii) 預託機関が合理的かつ適切であると判断する方法により処分し、その処分代金から預託機関の手数

料及び関連費用等を控除した残額を、KDRに対する権利を取得する者又は原株式を預託した者に交付することができる。

② 預託機関は、次の各号の何れか一つに該当する場合には、原株式の預託又はKDRの発行を拒絶することができる。

1. 転換されるKDRが1証券未満である場合(1証券未満に該当する部分に限る)
2. 原株式の預託により発行されるKDRを含むKDRの総数が、KDR承認総数を超過することになる場合
3. 原株式を預託し、KDRの発行を請求する者が、本変更契約第4条の書類又は第44条に定める手数料およびその他の費用等を納付しない場合
4. 原株式の名義書換制限又は口座振替制限等の事由により、原株式の預託が不可能な場合
5. 転換制限期間中である場合
6. 預託機関に対して原株式の預託又はKDRの発行を制限・禁止する法院の命令、政府の要求等がある場合
7. 発行会社が発行会社の定款、関連法規、発行会社の裁判所または政府の命令、KRXまたは電子登録・清算・決済機構（大韓民国及び原株式発行地の電子登録・清算・決済機構を含む）の措置を遵守するために預託機関に要請する場合

第8条 発行証明書類の発給

- ① 発行会社がKDRの発行の内訳の確認書の発給を要請した場合、預託機関は、預託決済院から発行登録事実確認書の発給を受け、これを発行会社に交付しなければならない。
- ② 第1項の発行登録の事実確認書は、KDRの発行証明以外の用途に使用することができない。

第9条 KDR承認総数及びその超過の処理

- ① 本変更契約により発行されるKDRの総数が、当時のKDR承認総数を超過することになる場合、預託機関は、その超過分の発行を保留し（ある発行申請の一部が超過する場合には、すべてを保留することができる）、遅滞なく、その事実を発行会社に通知しなければならない。
- ② 発行会社は、預託機関から第1項の通知を受け取った後、25日以内にKDR承認総数を変更し、

その変更事実を預託機関に通知する、或いは、これを変更しない意思を預託機関に通知しなければならぬ。

③ 預託機関は、発行会社がKDR承認総数を変更し預託機関にこれを通知するまで、KDR承認総数を超過する部分の基礎となる原株式の預託を拒絶することができる。

第3章KDR譲渡、原株式転換など

第10条 KDRの譲渡等

① KDRの譲渡は、そのKDRに対して法第30条の規定による口座間の代替の電子登録をする方式でのみ行われます。

② 電子登録口座簿に電子登録された者は、当該KDRに対して電子登録された権利を適法に有するものと推定される。

③ KDRを質権の目的とする場合には、当該KDRが質物であるという事実と、質権者の氏名等を電子登録口座部に電子登録しなければ効力が発生する。

11条 KDRの原株式転換

① 実質所有者は、預託機関に、次の各号の書類を提出し、KDRを原株式に転換するよう申請することができる。

1. 預託機関の定める原株式転換申請書

2. その他預託機関又は保管機関の合理的に要請する書類

② 第1項の申請を受けた場合、預託機関は、KDRの処分を制限し、保管機関をして該当数量の預託株式を実質所有者に引き渡せしめることを指示する。

③ 預託機関が預託株式に関連し、発行会社から受領した現金又はその他財産を保有している場合、実質所有者に引き渡すことができる。

④ 第3項の現金又は財産引渡に関連し、発生する一切の費用及び責任は、実質所有者が負担する。

第12条 KDRの原株式転換制限

1. 転換される原株式が1株未満の場合(1株未満に該当する部分に限る)。但し、発行地の法規上、1株未満の発行が許容される場合には、この限りではない。
2. KDRを原株式に転換するように請求する者が、第11条第1項の書類又は手数料及び取引費用等を納付しない場合
3. 原株式の口座振替の制限等の事由により、原株式の引渡が不可能な場合
4. 転換制限期間中である場合
5. 預託機関に対して原株式の転換を制限・禁止する法院の命令、政府の要求等がある場合
6. 発行会社が定款、関連法規、発行会社に対する裁判所または政府の命令、KRXまたは電子登録・清算・決済機構（大韓民国と原株式発行地の取引所または電子登録・清算・決済機構を含む）の措置を遵守するために預託機関に要請する場合。
7. その他預託機関又は発行会社が実務処理上、合理的に必要であると認める場合

第13条 KDRと原株式の転換比率

- ① KDR 1証券は、原株式1株の比率(以下「転換比率」という)により転換する。
- ② 株式配当、無償増資、原株式の分割・併合、その他これと類似する事由により、預託株式の数のみが増減する、或いはKDRの数のみが増減する場合、発行会社は転換比率を調整することができる。
- ③ 転換比率は、調整前の原株式又はKDRの価値を公正に反映する方法によって行わなければならない。
- ④ 発行会社は、本条により転換比率を調整した場合、遅滞なく、その調整事実と調整された比率を所有者に通知または公告（公示を含む）しなければならない。

第4章の所有者のリストなど

第14条 所有者名簿等の作成及び管理

- ①預託機関は、預託決済院から通知を受けた所有者明細に記載された者をKDR基準日現在の所

有者として、所有者名簿を作成・備置しなければならない。次の各号の事項を記載しなければならない。

- 1.所有者番号、所有者の名称、所有者の実名確認番号と住所など
- 2.所有者が外国人である場合には、その国籍（居住地国）と常任代理人を選任した場合には、当該常任代理人の名称及び住所
- 3.所有者別KDRの種類と数
- 4.所有者通知年月日
- 5.その他必要な事項

②預託機関は、所有者としての権利の行使に関連し、所有者別KDRの数を算定するにおいて名称と実名確認番号が同一な所有者が所有するKDRの数を合算する。

③預託機関は、発行会社が要請する場合、発行会社の費用により預託決済院に所有者明細の作成を要求することができ、預託決済院から所有者明細の通知を受けた預託機関は、これを基に、所有者のリストを作成して発行会社に提供しなければならない。

第15条 事務日程の協議

①発行会社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、原株式の基準日または転換制限期間の設定、所有者の権利保護などのために預託機関の取引慣行により、その計画または日程などを預託機関とあらかじめ協議しなければならない。

1. 株主総会及び配当金等の分配
2. 資本の増加又は減少
3. 原株式又はKDRの分割又は併合
4. 会社の合併又は商号変更
5. 会社分割
6. 株式交換及び株式移転
7. その他の所有者へ帰属される権利の行使または付与に関連し、預託機関が事務処理のために

相当の期間中準備すべき事項

② 原株式又はKDRの発行又はその他事務の処理時、預託機関は、発行原因を証憑する書類等の提出を要求することができ、発行会社は、預託機関が合理的に要求する全ての書類を遅滞なく、預託機関に提出しなければならない。

③ 発行会社と預託機関は、本条により協議された日程を遵守するように最善の努力を傾けなければならない。

④ 第18条から第22条までに定める協議、通知または要請期限が営業日でない場合は、その期限は、本変更契約に別途定める場合でも、その日の直前営業日までとする。

第16条 KDR基準日の設定など

① 預託機関は、次の各号の何れか一つに該当する事由が発生した場合、発行会社との協議によって定めた日又は期間(第4号の場合には、預託機関が定める日又は期間)をKDR基準日又は転換制限期間として定めることができる。

1. 第15条第1項の各号の何れか一つに該当する事由があるとき

2. 第15条第1項の各号以外に、発行会社が法規による義務、法院の命令、政府の命令を遵守するために、原株式基準日を定める、或いはKDR基準日設定を要請するとき

3.所有者に、本変更契約の解約を通知しなければならないとき

4.第13条の規定により発行会社が調整されたコンバージョン率を所有者に通知する場合

5.その他の預託機関が必要であると判断した場合

② KDR基準日は、原株式基準日と同じ日とする。但し、大韓民国の業務慣行により、KDR基準日と原株式基準日を別途定めなければならない場合には、原株式基準日が同じ効果を持ち得る日をKDR基準日として定めることができる。

③ KDR基準日と原株式基準日が異なる場合、KDR基準日から原株式基準日までの期間中には、転換をすることができない。但し、預託機関が発行会社と協議して転換を許容する場合には、この限りではない。

④ 発行会社は、第1項により定められたKDR基準日又は転換制限期間の初日から5日前までに、

これを公告又は公示しなければならない。

第17条 原株式基準日

発行会社は、第15条第1項の各号の何れか一つに該当する事務日程を遂行するため、株主の確定に必要な原株式基準日を定める理事会を開催しようとする場合、その決議日以前の日を原株式基準日とすることはできない。但し、発行会社の定款に関連する原株式の基準日を定めている場合又は預託機関と合意して別途定める場合には、この限りではない。

第18条 株主総会

① 発行会社が株主総会において議決権を行使する者を定めるために、原株式基準日を定める場合、又は定めようとする場合(定款で定める場合も含む)、発行会社は、株主総会日から40日前までに、預託機関と第15条による協議を開始しなければならない。

②第1項による協議を開始するとき、発行会社は預託機関に、当該株主総会の開催日、開催場所、原株式基準日、目的事項（議案の要領及び決議に必要な注意事項を含む。）及び所有者への通知方法、その他の預託機関が所有者の権利行使を円滑にする、あるいは所有者の利益を保護するために要求する情報を提供しなければならない。

③発行会社は、株主総会の日の2週間前までに、所有者に、次の事項及び議案の要領など大韓民国法規により株主へ招集通知または招集公告をする場合、記載が要求されるすべての事項を韓国語で記載し株主総会の開催通知書を発送する、あるいは招集公告をしなければならない。ただし、KDR発行総数の1%以下を所有している所有者に対してはKRXまたは金融監督院が提供する電子公示システムを通じて発表や公示する場合には、これらの招集通知に代えることができる。

1.所有者は株主総会に出席して議決権を直接行使したり、預託機関を通じて議決権行使の申請をすることができることを意味

2.所有者が預託機関に議決権行使を申請しようとする場合には、議案ごとに賛否の意思を表示して預託決済院に申請をしなければならないという意味とその方法

3.所有者が議決権の行使を預託決済院に申請しなければ期日とその期日までに議決権行使の申請をしなければ預託機関を通じた権利行使が不可能だということを意味

⑥配当等の支払いに加えて、資本の減少、合併・分割など、会社の資本の変動や組織変更に関する

る事務日程を株主総会の決議を条件に進行しようとする場合には、株主総会までの進行は、この条の規定により、その後の進行は、所有者の権利を実質的に十分に確保することができるように、発行会社と預託機関が別に定める期限及び手続による。

第19条 新株発行

②第1項による協議を開始するとき、発行会社は預託機関に新たに発行する新株の種類と数、発行価額と割り当て率、原株式の基準日、請約日または請約期間、納入日と納入先、その他の預託機関が所有者の権利行使を円滑にしたり、所有者の利益を保護するために必要な情報を提供しなければならない。

③発行会社は、請約日または請約期間の末日の2週間前までに、所有者には、次の各号の事項及び第2項の情報と新株割り当て内容など大韓民国の法律に基づいて株主に新株引受権を付与する場合には、基材が要求されるすべての事項を韓国語に記載して新株発行通知書を発送しなければならない。

1.口座管理機関を通じて預託機関に新株引受権行使を申請できることを意味

第20条 配当等の分配

②第1項による協議を開始するとき、発行会社は預託機関に配当等の分配率、分配しようとする資産の種類と内訳、配当等の支払いまたは交付方法、原株式の基準日、およびその他の預託機関が所有者の権利行使を円滑にしたり、所有者の利益を保護するために必要な情報を提供しなければならない。

第21条 無償増資

②第1項による協議を開始するとき、発行会社は預託機関に無償増資の財源、無償増資で発行される新株の割り当て率、およびその他の内訳、端株代金基準価額と支払方法、課税するかどうか、および税率、その他預託機関が所有者の権利行使を円滑にしたり、所有者の利益を保護するために必要な情報を提供しなければならない。

第22条 その他の事務日程

①第15条第1項各号に定める事務のうち第18条から第21条までの事務日程以外の事務日程を進行しようとする場合には、発行会社は、所有者の権利行使を保護するために必要な時期まで預託機関と第15条による協議を開始しなければならない。

②第1項による協議を開始するとき、発行会社は預託機関にその事務一定の性質、権利の内容、行使の方法、その他の預託機関が所有者の権利行使を円滑にしたり、所有者の利益を保護するために必要とする情報を提供しなければならない。

③発行会社は預託機関と協議して定めるまでの所有者に第2項の情報とその他の預託機関が所有者の権利行使を円滑にしたり、所有者の利益を保護するために必要な情報を韓国語で記載した通知書を発送しなければならない。預託機関は、所有者に発行会社の要請により、その情報を通知しなければならない。

④発行会社が預託機関を介して第3項の通知を発送しようとする場合には、発行会社は、所有者の権利行使日の十分な時間を置いて預託機関に十分な量の通知書を添付して、その送信を要請しなければならない。

⑤発行会社は、所有者を実質的に十分に確保するために必要なすべての措置をとる。

第5章の所有者の義務

第23条 原株式の預託とKDRの原株式転換時表明および保証

①本変更契約に基づいて原株式を預託したり、KDRを原株式に転換する者は、次の各号の事実を表明し、保証する。

第24条 所有者のコンプライアンス

①所有者は、KDR所有権行使に関連して原株式発行地及び大韓民国の法律、発行会社の定款および本変更契約を遵守しなければならない。

②第7条による原株式の預託制限又は第12条によるKDRの原株式転換制限に反し原株が預託されたりKDRが原株式に転換された場合、所有者は、原株またはKDRの引数による預託または切り替えキャンセルなど原株式の預託制限またはKDRの原株式転換制限を遵守するためのすべての措置をとるなど、発行会社または預託機関が、本変更契約に基づいてとるすべてのアクションを、遅滞なく遵守しなければならない。

第25条 所有者の義務と責任

①所有者は、関連法規及び本変更契約上の義務違反により本変更契約の当事者または第三者に

発生したすべての損害に対する責任を負う。

②KDRまたは預託株式（これに関する新株引受権及び配当等を含む）に関連して納付すべき租税公課などは、当該所有者が負担する。

③所有者は、原株式の預託により課税当局が預託機関または保管機関に課される租税公課などを適時に納付する責任を負う。預託機関は、その準備のために預託株式の一部またはすべて、預託株式に対して分配された配当、分配金、原株式、新株引受権およびその他の資産を処分して、その代金として租税公課等の支給に充てることができる。

④所有者は、発行会社または預託機関が関連法規及び本変更契約第27条第1項の規定により合理的に必要とする情報を提供しなければならない。この場合には、その要求時に所有者であるかどうかは問わない。

第26条 源泉徴収と税金

①発行会社は、所有者に新株引受権または配当等を分配する場合には、関連法規に基づいて発行会社が源泉徴収しなければなら租税公課などを源泉徴収し、政府や関連機関に納付しなければならない。

②所有者は、原株式またはKDRの取得、保有、処分に関連して査定又は課されるすべての税金を納付する責任を負う。

③預託機関は、発行会社の源泉徴収税額の計算などのために預託決済院から提供された所有者明細に基づいて作成された所有者のリストと口座管理機関から提供された情報等を発行会社に提供する。この場合、預託機関は、所有者の居住地などの所有者名簿に記載された内容の正確性または真正性を保証しない。

④発行会社が源泉徴収のエラーは、法規の変更などで課税当局から未納税額、課徴金などを追徴されて所有者に代わってこれを納付する場合には、発行会社は、その代納税額を預託機関、預託決済院や保管機関に構想することができない。この場合預託機関、預託決済院や保管機関は、発行会社が口座管理機関又は所有者に代納税額を構想することができるよう合理的に協力しなければならない。

⑤預託機関または保管機関が原株式の預託またはこれに関連して課税当局が預託機関または保

管機関に課される租税公課など（預託機関または保管機関が手数料等の支給を受けることで納付すべき法人税等は除く）を納付または源泉徴収しなければならない場合、預託機関は、預託株式に関連して、現金で受領した配当金などで、これを充当し、不足している場合には、預託株式または預託株式に関連して配分または交付される株式等その他の資産を処分した収入で、これを充当する。充当後に残った金額は、現金分配の方法に基づいて所有者に配分する。

⑥第1項の規定による源泉徴収に関連して、所有者の租税条約に基づく有利な税率が適用されることができる者がいる場合、その所有者は、租税条約等により有利な税率の適用を受けることができていることを証明する書類その他の租税条約に基づいた申告を行うために必要な書類を発行会社または預託機関に提出して有利な税率を適用することを請求することができる。発行会社と預託機関は、上記のような請求をしていない者又は必要書類を提出していなかったり、または不備があるものを提出した者に対して有利な税率を適用するために、別の措置をとる義務を負わない。

⑦発行会社は、この条の規定により所有者のために関連租税公課を納付したり、源泉徴収をした場合、納税証明書を合理的に迅速に預託機関に提供しなければならない。預託機関は、所有者が要求している場合には、発行会社から提供された納税証明書と自分が納めた租税公課納税証明書を所有者に提供しなければならない。

第27条 資料やその他の情報の提出

①発行会社または預託機関は、関連法規に基づいて、必要な場合は、現在または過去の所有者に、
(i) 独自の計算でKDRを保有していたのかどうか、(ii) KDRの権利を保有していたり、又は保有している者たちの氏名、住民登録番号など、身元確認番号、住所、国籍（居住地国）など、(i) (ii) KDRに対する権利の内容等その他の情報の提出を要求することができる。

②発行会社が預託機関に対し、所有者に関する情報を確認してくれることを要求された場合には、預託機関は、預託機関が知っている現在または過去の所有者に関する情報を発行会社に提供しなければならない。預託機関は、発行会社が必要な情報を入手することができるように関連法規に違反していない限度内で最大限協力することにしこれに関連して発生する費用は、発行会社が負担する。

③預託機関は、第1項の情報と資料を提供していない所有者に対してKDRの発行、預託株式の引

渡、預託株式について発行会社が分配した配当金等の支給または引渡を留保することができる。

第6章 預託株式関連の権利の行使

第28条 権利者と権利行使の方法

①KDR基準日現在の所有者のリストに登載された所有者は、その所有するKDR数に比例してKDR基準日設定の目的となる事務日程について所有者の権利を行使ことができ、新株引受権、配当等（本変更契約に基づいて処分された場合には、処分純利益）を受領することができる。

②所有者が口座管理機関の顧客である場合には、口座管理機関を通じて所有者の権利を行使しなければならない。

第29条 現金で受領した配当等の分配

①預託機関は、直接または保管機関を通じて発行会社から預託株式に対して配当等を現金で受領した場合には、預託機関の手数料及び付帯費用の預託機関または保管機関が納付しなければならない租税公課などを控除した残額を遅滞なく所有者にその所有割合に応じて分配する。

第30条 原株式の分配

①発行会社が預託株式に対して株式配当（発行会社が株主に幾種の配当のいずれかを選択することができる権利を付与する場合には、所有者は現金配当を選択したものとみなす。ただし、現金配当を選択することができない場合には、株式配当を選択したものとみなす）、無償増資または類似の効果が生じる行為によって原株式を交付しようとする場合には、発行会社は、預託機関または保管機関を名義人とし、原株式を発行しなければならない。

②第1項の場合預託機関は、発行会社と協議して、次の各号のいずれかに該当する措置をとることができる。

1.追加の預託された原株式を基礎としKDRを発行し、所有者に、各所有割合に応じて帰属させる方法

3.預託株式を処分し、その処分利益をKDR基準日現在の所有者に支給する方法

③第2項第1号及び第2号において、1証券未満のKDRが発生した場合、預託機関は、その数量を合算した数量に相当するKDRまたは預託株式（KDRの売却が可能でないと判断される場合に限る。）を売却して処分利益を現金分配の方法でそれぞれの所有者に配分する。

④第2項第3号又は第3項の規定により預託株式またはKDRを処分する場合には、預託機関は合理的であり、適切であると判断する方法で処分する。

⑤第4項の規定による処分に関連して許認可等が必要な場合には、所有者の費用で法律の専門家の助力を得ることができる。

第31条 新株引受権の行使の申請

①第19条第3項による通知を受けた所有者は、直接（口座管理機関が所有者である場合）、または口座管理機関を通じて同項第3号に定める期日までに預託機関に新株引受権の行使を申請しなければならない。このとき、所有者は、第23条第1項各号の事実を表明し、保証しなければならない。買収代金、預託機関の手数料や行使費用と一緒に納付しなければならない。

②所有者が第1項に定める日までに新株引受権行使の申請をしていない場合、または申込みをしたが買収代金、預託機関の手数料や行使の費用を納付しなかったり、不足して納付した場合（両替により不足になった場合には、第6項による）には、その権利を放棄したものとみなす。

③発行会社が所有者に新株引受権を付与する場合には、発行会社は、株主平等や関連法規に違反している場合を除き、新株の発行価額をウォンに定めることができる。

④預託機関が新株の発行価額をウォンで納付することにした場合、預託機関は、これを発行会社が定めた通貨に両替して原株式の買収代金として納入し、納入後の残高がある場合には、これを遅滞なく所有者に返す。

⑤為替変動等により、所有者が預託機関に納付した買収代金が、所有者が新株引受権行使申請した数の原株式引受価額に満たない場合には、預託機関は、所有者にとって、その不足分をすぐに納めすることができる。ただし、追加納入が実質的に不可能であると判断される場合には、既に受領した買収代金に相当する新株引受権に限り行使する。

⑥申込申請と一緒に買収金額を受けた預託機関は、所有者に代わって発行会社に対して新株引受権を行使して、それに応じて取得した原株式を基礎とKDRを発行しなければならない。

第32条 新株引受権の不行使

③発行会社は預託機関から通報を受けた事項に加えて、所有者が新株引受権を行使することができる方法（所有者がKDRを原株式に転換して新株引受権を行使しなければならない場合には、その旨と行使方法など）を所有者に通知または発表（公示を含む）しなければならない。

④所有者が第3項の規定によりKDRを原株式に転換する場合、発行会社は、原株式発行地の法律上許容される範囲で、その変換された原株式の所有者（KDRの所有者であった者）に対して原株式基準日経過かどうかにかかわらず、KDR基準日の所有割合に相当する新株引受権を認めなければならない。ただし、当該新株引受権の行使のために定めたKDR基準日現在の所有者ではない者に対してはその限りではない。

第33条 その他の資産の分配

①発行会社が預託株式に対して現金、原株式または新株引受権以外の資産を分配する場合には、預託機関は、預託機関が公平で合理的と判断する方法で所有者にその所有するKDR数に比例して分配する。

第34条 議決権等行使の申請

①第18条第3項による株主総会の開催通知を受領した所有者は、議案ごとに賛否の意思を表示して、第18条第3項第3号に定める期日までに預託機関に議決権行使を申請しなければならない。

②発行会社の設立地で株主総会が開催される場合には、預託機関は、第1項の議決権行使の申請を収集して保管機関を通じて議決権を行使する。ただし、所有者の議決権行使の申請がない場合には、議決権を行使することができない。

④所有者は、KDRを原株式に転換した後、または預託機関から委任状を授与受け議決権等原株式の株主として行使できる権利を直接行使することができる。ただし、移行制限期間である場合、または原株式の基準日以降に預託株式を引き受ける場合には、その限りではない。

第35条 公益権などの行使

①本変更契約に別段の規定がない限り、所有者は、議決権に加えて、株主提案権、会計帳簿閲覧権等の発行会社の経営に参加することを目的とする株主の権利（以下この条において「公益権など」）の行使や発行会社を相手に訴訟の提起を預託機関に申請することができない。

②公益権などを行使しようとする所有者は、KDRを原株式に転換した後、発行会社に対して直接行使しなければならない。

③第2項の規定にかかわらず、所有者が発行会社設立までの法に基づいて公益権を行使することができる資格を証明して預託機関に申請した場合には、預託機関は、その権利の行使のために所有者にその公益権行使に必要な委任状を発行することができる。

第36条 預託株式の交換など

①預託株式の分割・マージ・種類の変更、発行会社の資本の減少、発行会社の合併・分割または類似の事由に預託株式が交換によって預託されている預託株式は、本変更契約による預託株式とみなす。

第7章 預託機関・保管機関・発行会社

第37条 預託機関の義務

②預託機関は、預託機関の業務を取り扱う場所に本変更契約書のコピーを備えて、業務取扱時間の間、所有者及びその他の利害関係者が閲覧できるようにしなければならない。

③預託機関は、発行会社または所有者のために善良な管理者の注意をもって、本変更契約による業務を遂行しなければならない。

第38条 保管機関選任及び責任

②保管機関が、本変更契約による預託、預託株式の権利行使などに関連し預託機関の指示に基づいて行われた行為は、預託機関の行為とみなす。

第39条 訴訟の提起など

発行会社と所有者が預託株式またはKDRに関する訴訟など法的手続きの当事者となる場合には、預託機関は、いかなる場合にも、その手続に関与する義務を負担しない。ただし、訴訟などの法的手続に関与することにより発生するすべての費用が補填され、免責証書が提供された場合には、預託機関の選択に応じて関与することができる。

第40条 発行会社の義務

①発行会社は、ホームページ、電子公示システムなどに原株式をKDRに転換する者又はKDRを引き受けるものとして本変更契約に拘束させしめ、本変更契約を遵守させなければならない。

③発行会社は、開示代理人の事務所に、次の各号の書類を備えて業務取扱時間中、所有者が閲覧できるようにしなければならない。

5. 関連法規やKRXの規定に基づいて預託機関が所有者に通知するように要求される事項

④発行会社は、本変更契約で定める他の義務に加えて、次の各号の義務を負担する。

1. KDRの本質上、預託機関が所有者の議決権行使の申請に基づいて、直接または保管機関を通じて議決権を行使することを認め、預託機関が1人以上の代理人を定めて、その議決権を行使することができるようにしなければならない。議決権の代理行使のために、関連法規や定款に基づいて委任状の供託または事前通知など、別の措置が要求される場合には、本変更契約により委任状の供託または事前通知などの措置をしたものとみなさなければならない。ただし預託機関が代理人を通じて議決権を行使する場合、代理人が委任状を株主総会に提出する義務が免除されるものではない。

2. 預託機関が議決権を行使するために選ばれた代理人（1人または数人であることを問わない。）が議決権を統一しないで行使することができるようにしなければならない。議決権の不統一行使のために、関連法規や定款に基づいて、事前の通知またはその他の措置が必要とされている場合には、本変更契約により、事前の通知またはその他の措置をしたものとみなさなければならない。

4. 株主総会日は、当該株主総会のために預託機関が、本変更契約に基づいて設定されたKDR基準日から30日後の90日以内の日を決定しなければならない。

5. 株主に新株引受権を付与して新株を発行する場合は、請約日または請約期間初日は、その新株発行に関連して預託機関が、本変更契約に基づいて設定されたKDR基準日から30日後の90日以内の日を定めなければならない。

7. 発行会社は、KDR発行総数の3分の2以上の同意を得ずにKDRの上場廃止を申請したり、本変更契約を解約することができない。この場合、同意は、所有者総会の方法（所有者総会を開催する場合、前文のKDR発行総数の3分の2以上の同意は、「所有者が保有するKDR総数の3分の2以上の承認による所有者総会の決議」とする）などで得ることができる。

第41条 不可抗力

① 預託機関または発行会社が不可抗力的な事由で、本変更契約で定めた義務を履行しない場合、またはその履行を遅延する場合には、相手（所有者を含む）に対して責任を負わない。本変更契約で不可抗力的な事由とは、火災、爆発、天災、戦争、法規による制限、法規の第・改正、政府またはKRXの措置、電算網の障害（ハッキングを含み、当事者の故意・重過失による場合を除く。）その他これに準ずる事由として預託機関または発行会社が合理的に制御することができない事由をいう。

第42条 免責

①預託機関、保管機関、またはその従業員および代理人（以下「預託機関等」）が、本変更契約または発行会社の指示または請求により行った作為または不作為によって預託機関等に責任がある、損失または損害が発生したり、預託機関等がコスト（合理的な範囲内で、法律顧問料と費用を含む）を支出した場合には、発行会社は預託機関等の責任を免責し、預託機関等に発生した損失や損害、およびそれらの支出した費用を補償しなければならない。ただし、(i) 預託機関等の重大な過失や故意による不正行為、(ii) 証券届出書、目論見書、予備目論見書または上場申請書に記載するために預託機関等が発行会社に書面で提供された情報の虚偽は、エラーまたは重要な情報の欠落、(iii) 前述した文書に記載することが要求される重要な情報を預託機関等が提供していないこと、または (iv) 預託機関等の関連法規や本変更契約違反により発生された場合には、その限りではない。

② (i) 預託機関等の重大な過失または故意による不正行為、(ii) 証券届出書、目論見書、予備目論見書または上場申請書に記載するために預託機関等が発行会社に書面で提供された情報の虚偽、誤謬または重要な情報の欠落、(iii) 前述した文書に記載することが要求される重要な情報を預託機関等が提供していないこと、または (iv) 預託機関等の関連法規や本変更契約違反により発行会社またはその従業員およびその代理店（以下「発行会社等」）に責任、損失または損害が発生したり、発行会社などが費用（合理的な範囲内で、法律顧問料と費用を含む）を支出した場合には、預託機関等は、発行会社等を免責し、発行会社などに発生した損失や損害、およびそれら支出した費用を補償しなければならない。ただし、発行会社などの重大な過失または故意により責任、損失、損害または費用が生じた場合には、その限りではない。

第43条 預託機関の責任否定

①預託機関は、本変更契約で指定された保証に加えて、**KDR**の投資目的適合性、**KDR**と元株式間転換の可能性または転換期間、通常の業務処理時間後の請求又は申請の処理、請求、または申し込み受付時に提供された情報の真偽の確認または誤謬内容の通知または訂正、所有者の権利に制限がない、あるいはその行使に障害のない事実、議決権または新株引受権等の通知の到達または十分な行事申請期間など一切の明示的または黙示的な保証をせず、これに関するすべての責任を明示的に否認し、発行会社と**KDR**所有者は、これを明示的に認める。

②預託機関は、いかなる場合にも**KDR**投資による損失、利益の機会損失、市場の状況に起因す

るKDRの相場変動等、本変更契約により、または本変更契約に関連して発生する特別、結果的、付随的、間接的または懲罰的損害または損失の責任を負わない。預託機関がその損害または損失が発生することがあることを知った、あるいは知りえた場合にも、同じである。この場合には、その損害または損失の主張が、契約違反、法律上の義務違反、保証違反、過失または不法行為等に基づくのかは問わない。発行会社とKDRの所有者は、これを明示的に認めている。

第44条 預託機関の手数料

①発行会社は預託機関に別添1に定める手数料と付帯費用を預託機関が請求した日から20日以内に納付しなければならない。

②所有者は、預託機関に次の各号に定める時期に預託機関が別に定める手数料と付帯費用を納付しなければならない。

④発行会社または所有者が第1項又は第2項の手数料を納付していない場合には、預託機関は、その申請又は指示の履行を拒絶することができる。

第8章 契約の解約

第45条 契約の解約

①預託機関または発行会社は、本変更契約を継続する必要がある場合、または本変更契約を維持することが不合理になる場合、60日以上を定めて、本変更契約を解約する意思を通知することができる。

②第1項の規定にかかわらず、発行会社または預託機関に次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、預託機関または発行会社は、30日以上を定めて、本変更契約を解約する意思を通知することができる。

4.本変更契約による重要義務を不履行した場合。ただし、義務を不履行した当事者が相手方から、その義務違反の内容及び履行請求を受けた後30日以内に不可抗力的な事由なくその不履行を是正しない場合に限る。

5.第41条に定める不可抗力的な事由が3ヶ月以上続いて、本変更契約の目的を達成することができなくなる場合

④第1項又は第2項の規定により発行会社または預託機関が解約の意思を通知する場合には、当

該通知をする発行会社は、それに関する書面による通知を所有者に遅滞なく発送しなければならず、このときから、第1項の60日または第2項の30日の期間を起算する。

⑤第1項又は第2項の規定により発行会社または預託機関が解約の意思を通知する場合には、本変更契約は、KDRが全て原株式に転換されるとき、または第46条第2項の規定に基づいて預託機関が定める期間が終了するときのうち、いずれか早い到来するとき終了される。

第46条 解約時の処理

②預託機関が第45条の規定により、本変更契約を解約する意思を通知した場合には、発行会社は、自己の費用で、6ヶ月以上の期間を定めて、所有者には、次の各号の事項に関する通知を送信したり、公告しなければならない。預託機関または発行会社は、上記の期間の終了時まで原株式に転換されていないKDRを処分したり、原株式に転換して配分または処分することができる。切り替わらないKDRを原株式に転換して配分する場合は、1週間未満の原株式に転換されている場合には、その原株式を処分して、所有者にその所有持分に応じて配分することができる。この場合、配分による手数料等の費用は、原株式を処分した金額から控除することができる。

2.その期間が経過した後には、預託機関または発行会社が所有者の同意なしにKDRを原株式に転換したり、KDRまたは原株式を処分することができることを意味

④預託機関は、第45条第1項又は第2項で定める期間が経過したときから、所有者のための配当等、本変更契約に基づく一切の義務の履行、措置または通知を中断する。ただし、預託機関は、自由な判断によってKDR数量が残存する間、所有者のために預託株式に関連して分配される配当等を継続受領し、所有者に配分するものとするすることができる。

第47条 預託契約解約の効果

第45条及び第46条の規定により、本変更契約が終了した場合には、預託機関は、その解約によりまたは終了後に発行会社または所有者に発生する一切の損失または損害（預託機関が原株式またはKDRを処分した価格が相場に達しない事実や契約の解除後、または処分後の価格変動により利益を得ることができたという事実に起因する損失などを含む）の責任を負わない。ただし、本変更契約のなる解約前に発生した権利、義務および責任については、影響を及ぼさない。

第9章 その他

第48条 両替

配当金、分配金、売却代金、引受代金等の名称を問わず、預託機関が預託株式又はKDRに関連して受領する、或いは分配する全ての金銭は、利子が発生せず、必要により、預託機関が合理的であると判断する方法により、韓国ウォン又は外貨に両替され得る。両替による費用等は、両替金額から控除することができる。

第49条 所有者の本変更契約の適用

原株式をKDRに転換する者又はKDRを取得する者は、その権利を取得するときから、本変更契約の当事者となるものとみなす。

第50条 契約の変更

発行会社と預託機関は、必要と認められる場合、書面の合意によってKDRを原株式に転換する権利を損なわない範囲（強行法規を遵守するために制限する場合は除く）で、本変更契約を変更することができる。この場合、発行会社は、その改正内容を自己の費用で発表（公示を含む）しなければならない。公告の日から30日が経過する前に変更の効力が生じない。

第51条 通知

②本変更契約第18条から第22条までによる通知他の所有者の権利に関する通知の場合には、発行会社は、自己の費用で、直接又は大韓国内の代理人（業務代理人と預託機関を含む。）を介してKDR基準日現在の所有者のリストに登載された所有者に韓国語で通知しなければならない。この場合、発行会社は、遅滞なく、その通知書の写しを預託機関と保管機関に提供しなければならない。発行会社が預託機関を通じて所有者への通知を送信しようとする場合には、預託機関は、国内企業が株主への通知を送信する方式と同じように発送し、どのような場合でも、権利行使又はその申請に必要な十分な期間の前に所有者に到達することを保証しない。本変更契約で別段の定めがある場合は、この項に優先して適用する。

③この条第2項及び本変更契約の他の規定に別途定める場合を除き、本変更契約に基づくすべての通知、要求、要求、報告、同意、免除やその他の文書や書類は書面（ファックス、電子メールなどの電子文書を含む）により伝達されなければならない、(i) ファックス、電子メールまたは類似の電子送達手段で送付した場合には、受領確認書を受けるなどの方法により、その送達を確認

されたときに、(ii) 書留郵便で送付した場合には、その到達が確認される日に、(iii) 使者または速達サービス会社によって提供されている場合には、直接渡されたときに有効に到達したものとみなす。

第52条 公告、公示及び通知

①本変更契約によって要求されるすべての発表、公示及び通知は、発行会社が自己の費用により行わなければならない。ただし、発行会社が第45条第4項及び第46条第2項による通知を遅滞なく発送しない場合には、預託機関は、発行会社の費用でこれを発送するものとするができる。

②公告は発行会社の定款で定める日刊紙などにしなければならない、公示はKRXまたは金融監督院が提供する電子公示システムにしなければならない、通知は、所有者と利害関係者に、それぞれしなければならない。

第53条 紛争解決と準拠法

①本変更契約の解釈、本変更契約による権利の行使及び義務の履行、本変更契約に関する紛争の解決などは、大韓民国の法律（国際司法は除く）に基づいて解析および規律される。

②本変更契約の解釈上異論、本変更契約の締結及び履行、本変更契約による権利の行使や義務の履行に関連して発生するすべての紛争（以下「紛争」）は、相互理解と信義誠実の原則に立脚して解決するように努力する。

第54条 契約のほかの処理

本変更契約で定めていない事項は、発行会社と預託機関が協議して定める。

第55条 譲渡禁止

発行会社と預託機関は、本変更契約による権利と義務を相互に合意なく第三者に譲渡したり代行させることができない。ただし、本変更契約によって発生する手数料その他の費用請求権は、この限りではない。

第56条 複本

本変更契約は、数通の複本により締結されることができ、この場合、複本が合わせられて一つの契約を構成する。

第57条 一部無効

本変更契約の一部の効力が無効である、あるいは執行不可能としても、これにより、本変更契約又は当該規定の残りの部分に影響を及ぼさない。本変更契約が関連法規に違反した場合、発行会社と預託機関は、関連法規に準拠するように、本変更契約を変更することができる。

第58条の言語

本変更契約は、韓国語で作成する。本変更契約が他の言語に翻訳されている場合でも、韓国語版が優先する。

第59条本変更契約の効力

- ①本変更契約の効力は、2019年9月16日から発生する。
- ②本変更契約の効力発生と同時に、原契約は、将来に向かって効力を喪失する。

本変更契約の締結を証明するために発行会社である株式会社JTCと預託機関である韓国預託決済院は、前文に記述された日付に、本変更契約書2通を作成し、各当事者が署名した後、それぞれ1通ずつ保管し、KDR所有者が簡単に見ることができる場所やウェブサイトに公示または掲示する。